

福島工業高等専門学校研究紀要発行規則

(平成5年3月23日)

(規則第6号)

(最終改正 令和4年3月1日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員及び技術職員の研究成果を発表する論文集の発行に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 論文集の名称は、「福島工業高等専門学校研究紀要 (Research Reports of National Institute of Technology, Fukushima College) (以下「研究紀要」という。）」とする。

(委員会)

第3条 研究紀要の発行に関する企画・編集等の業務を処理するため、研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各専門学科から校長が指名する教授各1名
- (3) 一般教科から校長が指名する教授1名
- (4) その他校長が特に必要と認めた者
(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見等を聴くことができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 研究紀要の発行並びにその企画・編集
- (2) 論文掲載の可否の決定
- (3) 査読者の選定・依頼
- (4) 投稿者、査読者との連絡
- (5) その他、研究紀要発行に関する必要な事項
(掲載する論文)

第7条 研究紀要に掲載する論文は、次の各号に掲げるもので委員会が掲載を認めたものとする。なお、論文は、学会誌その他の学術誌に未発表のものに限る。ただし、その一部又は全部について統合、修正、増補又は削除を行ったもので、委員会の承認を得たものについてはこの限りではない。

- (1) 学術論文
- (2) 教育論文
- (3) 学科または各種委員会から推薦された報告
- (4) 博士論文等

(投稿者)

第8条 研究紀要の投稿者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本校教員及び技術職員

(2) 部外者及び非常勤講師が共同執筆者である場合、本校教員を筆頭者とする。

(3) 学生が共同執筆者である場合は、前号に準ずる。

(投稿)

第9条 論文の執筆及び投稿については、別に定める。

(査読)

第10条 論文の査読については、別に定める。

(掲載可否決定方法)

第11条 論文の掲載可否は、委員会が決定する。

(発行)

第12条 研究紀要の発行は、年1回以上とする。

(著作権)

第13条 研究紀要に掲載された論文等の著作者人格権を除く著作権は、本校に帰属する。

なお、本校は、執筆者自身が自分の論文等の全部または一部を複製、転載及び翻訳などの形で利用することを妨げない。

2 執筆者は、論文のネットワーク上での公開に同意するものとする。

(責任の所在)

第14条 論文の内容については、執筆者がすべての責任を負うものとする。

2 他の著作物から引用する場合には、原著者及び発行者等からの許可は、執筆者が個人の責任において得るものとする。

(細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究紀要に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 研究紀要の発行に係る事務は、総務課が処理する。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 福島工業高等専門学校研究紀要発行に関する規則（昭和38年4月1日規則第5号）、研究紀要編集委員会規則（昭和62年3月7日規則第18号）及び研究紀要に載せる論文の執筆者の題名に関する申し合せ（昭和54年7月校長裁定）は、廃止する。

附 則（平成11年2月18日規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第35号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第43号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月5日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日規則第6号）

この規則は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和3年6月1日規則第4号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。